

飼養衛生管理に対する養豚農家の意識調査とその結果を踏まえた農家指導

西部家畜保健衛生所 あおきまなみ 青木真奈実 たかはしりょうじ 高橋良治

【はじめに】

国内での豚熱発生やアジア地域におけるアフリカ豚熱の発生拡大により、飼養衛生管理の重要性が高まっている。令和2年4月には家畜伝染病予防法が改正され、それを踏まえて飼養衛生管理基準も改正された。しかしながら、農家の飼養衛生管理基準遵守状況は100%とは言えず、基準の遵守が課題となっている。そこで、不遵守の要因を調査する目的で農家に対してアンケートを実施し、その結果を踏まえて指導を行った。

【実施内容】

1 農家に対するアンケート

アンケートは管内の18農家に依頼し、約7割の12農家から回答を得た。その内容は、(1) 県内での豚熱発生以降の意識変化、(2) 飼養衛生管理基準について、(3) 野生イノシシについて感じる事、(4) アフリカ豚熱について感じる事、の4項目について調査した。

(1) 県内での豚熱発生以降の意識変化

「とてもあった」と回答した農家が58.3%、「少しあった」と回答した農家が41.7%であり、調査したすべての農家で飼養衛生管理の意識に変化があったことが分かった(図1)。意識変化の結果行ったこととして、衛生管理区域内の消毒の強化(8農家)、関連施設における交差汚染防止対策の強化(6農家)、情報の積極的な入手(5農家)、豚舎内外の交差汚染防止対策の強化(5農家)、従業員への教育の強化(3農家)が挙げられた。

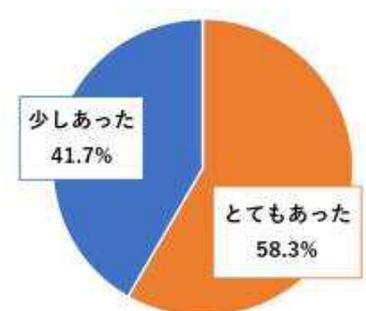


図1 豚熱発生以降の意識変化に関するアンケート結果

(2) 飼養衛生管理基準について

飼養衛生管理基準の各項目のうち、特に重要と感じている項目として「衛生管理区域専用の衣服・長靴」及び「衛生管理区域に立ち入る車両の消毒等」(各10農家)、「野生動物の侵入防止のためのネット等の設置」(7農家)、「衛生管理区域の設定」(5農家)等が挙げられた(図2-a)。一方で、あまり重要でないと感じている項目として「記録の作成・保管」や「畜舎ごと専用の衣服・靴」などを挙げる農家が見られた。また、遵守が困難と感じている項目として「畜舎ごと専用の衣服・靴」(11農家)、「飼養衛生管理マニュアルの作成」(6農家)などが挙

げられた（図 2-b）。これらの項目の遵守が困難な理由としては、対策方法・手段がわからない、実施するための時間確保が困難、資金・人手の不足、遵守基準がわからない、があった。

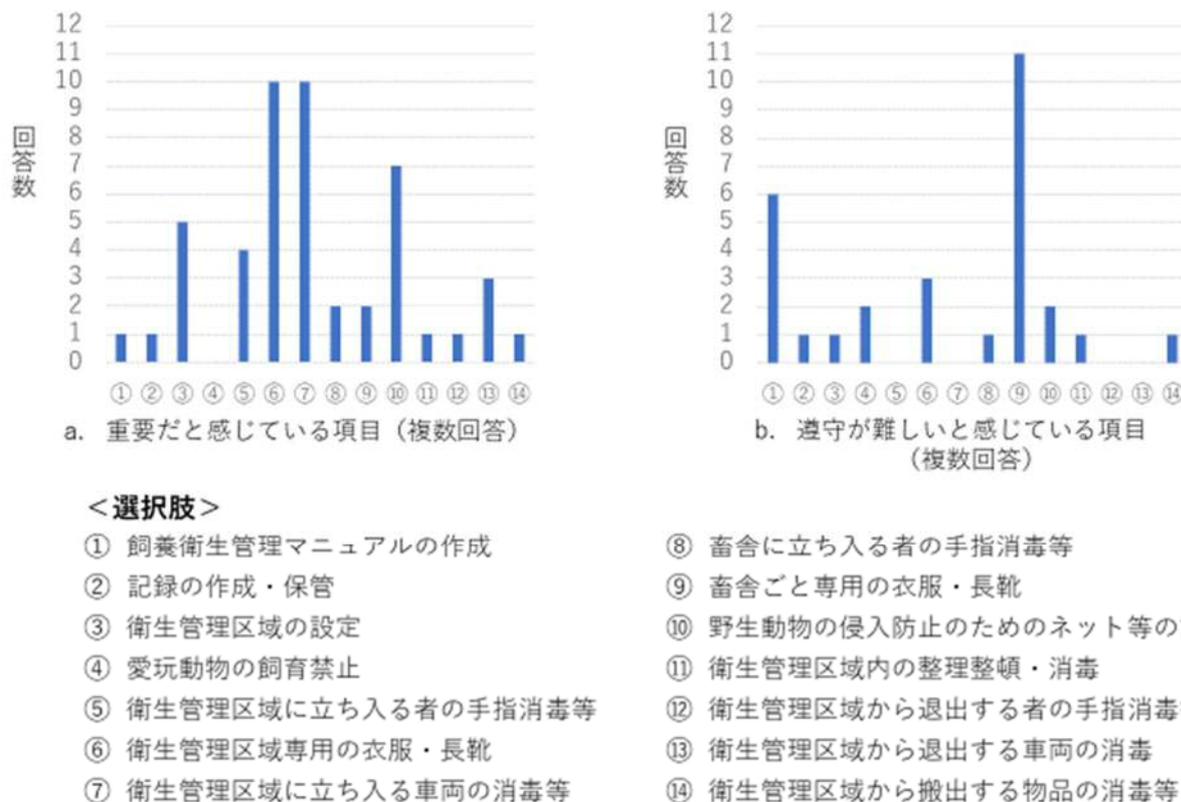


図 2 飼養衛生管理基準に関するアンケート結果

(3) 野生イノシシについて感じる事

野生イノシシについて、33.3%の農家がとても脅威、41.7%の農家が少し脅威に感じていたが、25%の農家はあまり脅威でないと回答した（図 3）。脅威を感じていない理由としては、管内では一部地域を除いて野生イノシシが生息していないことが挙げられた。

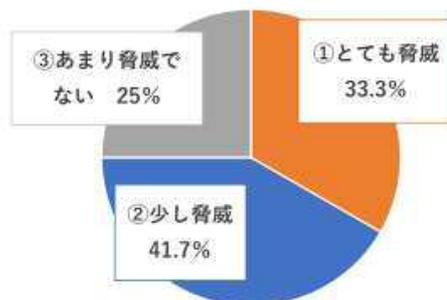


図 3 野生イノシシに関するアンケート結果

(4) アフリカ豚熱について感じる事

50%の農家がとても脅威、33.3%の農家が少し脅威に感じており、その他意見を回答した農家についても、空港での水際防疫を強化してほしいとの意見だった（図 4）。

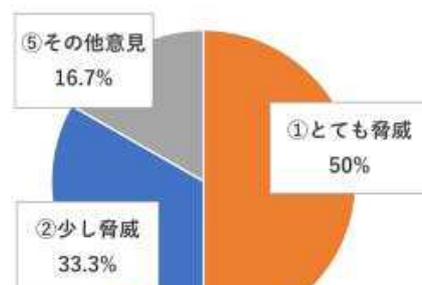


図 4 アフリカ豚熱に関するアンケート結果

2 農家指導

各農家への立入時に説明を行ったほか、特に飼養衛生管理が重要だと考えられる、大臣指定地域の2農場に対しては、資材を活用しながらの実演なども含めた実践的指導を実施した。実践的指導の実施には、愛知県畜産協会の地域自衛防疫活動推進事業を活用した。

実践的指導では、まず、継続的な飼養衛生管理の重要性の理解を目的として、アンケート結果、豚熱・アフリカ豚熱発生状況、飼養衛生管理のポイント、手当金減額事例などを、資料を配布して解説した。次に、衛生管理区域境界の設定と明瞭化の方法、石灰散布方法、交差汚染防止対策などを実演することで、視覚的に理解できるよう工夫して説明した。特に、アンケートで「対策方法・手段がわからない」「遵守基準がわからない」と回答があった項目について重点的に説明した。

指導実施後、農家からは飼養衛生管理基準の理解や遵守に役立ったとの感想を得た。今後は基準を遵守した方法が実践できそうだとすることで、遵守状況の改善に向けて手ごたえを感じた。

【まとめ・今後の展望】

アンケート結果から、農家の飼養衛生管理に対する意識が高まっているにもかかわらず、対策方法や遵守基準がわからないことで遵守ができていない項目や、重要視されていない項目があることがわかり、遵守項目の重要性や遵守基準、対策方法・手段等の説明すべきポイントが明らかになった。これらのポイントを踏まえ、実演も交えた具体的な指導を行うことで、農家の飼養衛生管理基準の理解や遵守が進み、遵守状況の改善に効果を感じた。

今回の指導の効果を検証しつつ、来年度以降も各農場の事情を考慮した具体的な説明によりわかりやすい指導を実施することで、飼養衛生管理基準遵守状況のさらなる改善につなげていく。



図5 交差汚染防止対策の説明のために資材を設置した例